

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(平成25年10月 1日作成)

(平成 年 月 日見直)

法令名	牧野法
根拠条項	第9条第1項 第10条第2項
処分の概要	○ 牧野の改良及び保全に関しとるべき措置の指示 (第9条第1項) ○ 牧野の改良及び保全に関しとるべき措置の指示の変更 (第10条第2項)
法令の定め	第9条 牧野が著しく荒廃し、且つ、保水力の減退、土地の浸食その他の事由により国土の保全に重大な障害を与えるおそれのある場合において、その障害を除去するため必要があるときは、都道府県知事は、その必要の限度において、期間及び区域を定め、当該牧野の所有者その他権原に基づき管理を行う者に対して、草種及び草生の改良その他牧野の改良及び保全に関しとるべき措置を指示することができる。 2 都道府県知事は、前項の指示をする場合には、左に掲げる基準に準拠してしなければならない。 一 当該指示に係る措置を実施することが技術的に可能であり、且つ、その措置によってもたらされる当該牧野の効用の増加に比して、著しく多額の費用を要しないこと。 二 当該指示に係る措置を実施することが国土の保全を促進するとともに、牧野の利用効率を高めること。 第10条 前項第1項の指示を受けた者は、必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該指示の変更を申請することができる。 2 都道府県知事は、前項の申請があったとき、又は必要があると認めるときは、前条第1項の指示を変更することができる。
処分基準	法令の定めに尽くされている。
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号：)
問い合わせ先	農政部生産振興局畜産振興課環境飼料グループ (電話番号：011-204-5440)
備考	(公表アドレス： http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/index.htm)